

一関市立大東小学校
いじめ防止基本方針

目次	P 2
第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	P 3
1 策定の趣旨	
2 基本理念	
3 いじめの定義	
4 いじめ防止等に向けた方針	
(1) いじめの防止	
(2) 道徳教育の充実	
(3) いじめの早期発見	
(4) いじめへの対処	
(5) 地域や家庭との連携	
(6) 関係機関との連携	
(7) いじめの防止に資する啓発活動	
第2章 いじめの防止等のための本校の取組	P 4
1 いじめ防止基本方針の策定	
(1) 未然防止	
(2) 早期発見	
(3) 早期対応	
2 校内いじめ問題対策委員会設置	
3 いじめの判断及び報告	
(1) いじめの判断	
(2) いじめの報告	
(3) いじめの解消	
第3章 重大事態への対処	P 7
1 重大事態の発生と調査	
(1) 重大事態の意味	
(2) 重大事態の報告	
(3) 調査を行うための組織	
(4) 調査結果の提供及び報告	
2 調査結果の提供及び報告	

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 策定の趣旨

平成 25 年 6 月にいじめから児童生徒を守り、その尊厳を保持するため、国及び地方公共団体、教育委員会、学校、各関係機関がいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として「いじめ防止対策推進法」が公布された。

学校においては、この法律に基づき、あらためて児童生徒のいじめ問題の防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、国、岩手県、一関市が策定した方針等を考慮しながら、本校の実情に応じたいじめ防止のための基本方針として策定するものである。

2 基本理念

- (1) いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、一関市及び教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめの定義

いじめについては、いじめ防止対策推進法第 1 章総則第 2 条において次のように定義されており、これを踏まえて取組を進める。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 いじめ防止等に向けた方針

(1) いじめの防止

全ての児童生徒を、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となり継続的な取組を行う。また、道徳科、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等 子供自身の主体的な活動を推進する。

(2) 道徳教育の充実

児童生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力向上を図る。

(3) いじめの早期発見

児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの早期発見に努める。

(4) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた児童生徒の安全・安心を確保し、事情を確認した上で組織的な対応を行う。

(5) 地域や家庭との連携

地域社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける等、学校、地域、家庭と連携し対処する。

(6) 関係機関との連携

いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合などには、教育委員会や児童相談所等の関係機関と適切な連携をとる。
また、児童の進学先にも適宜必要な情報を提供する。

(7) いじめの防止に資する啓発活動

いじめの問題への取組みの重要性について地域住民全体に認識を広めるよう、学校校報やホームページ等を活用して啓発等を行う。

第2章 いじめの防止等のための本校における取組

いじめの未然防止・早期発見・早期対応のため、校長の強力なリーダーシップのもと、教職員と一致協力した体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、本校の実情に応じた以下の対策を推進する。

1 いじめ防止基本方針の策定

いじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「大東小学校いじめ防止基本方針」として定める。その際、国や県の基本方針及び市の基本方針を参酌し、本校の実情に応じた学校基本方針を策定する。学校基本方針には、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を柱としていじめの防止等全体に係る内容を示し、策定した学校基本方針については、学校の広報等で公開するものとする。

(1) 未然防止

いじめの未然防止として以下の取組を行う。

- ① いじめ防止基本方針の共有・実行・見直しを適宜行う。いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であると考え、年間を通して予防的な取組を計画し、実施する。

- ② 道徳教育・人権教育・体験活動の充実を図る。また、児童朝会、縦割り班清掃、各種行事等を通して、児童間の望ましい人間関係づくりに努める。
- ③ 明るくあいさつを通して、教職員と児童、児童と児童の間に心のつながりがある関係を築く。
- ④ PTAいじめ防止の啓発活動を適宜推進する。
- ⑤ 教職員いじめ防止研修会実施による教職員の啓発とともに、児童の様子について意見交流する場を定期的実施する。
- ⑥ 学校基本方針に基づく取組の実施状況の学校評価と取組の改善を適宜行う。

(2) 早期発見

- ① いじめの早期発見のためのいじめの相談、通報窓口として、全職員が担う。
- ② 全職員が日常観察や情報収集、情報共有を行い、早期発見に努める。

いじめサイン発見チェックリスト

- 理由のはっきりしない、欠席、遅刻、早退がある。
- 学習意欲が低下している。
- 特定の児童への冷やかしかからかいがある。
- 持ち物に破損や落書きがある。
- 服装が乱れていたり、身体に打撲等があったりする。
- 食欲が低下したり、体の不調を訴えたりする。
- 休み時間など、一人での行動が目立つ。
- 保健室に、頻繁に来室している。
- 児童のグループに教職員が近づくと、分散する行動等が見られる

- ③ いじめの問題等に関するアンケート調査を年に4回実施し、児童の状況把握に努める。
- ④ 年に4回、人権等を意識する場を設け、児童の人権意識の涵養に努める。
- ⑤ 望ましい学校生活を送るためのQ-Uテストを年2回実施し、児童及び学級の状況把握に努める。
- ⑥ 特別に支援等が必要な児童へは定期的な教育相談を行う。
- ⑦ 保護者や地域からの情報提供には、早急に事実確認を行い適切な対応に努める。

(3) 早期対応

組織として迅速に対応するため、報告、情報共有・事実確認を速やかに実施するため下記の取組を行う。

- ① いじめにつながる言動が見られたときには、問題を軽視することなく、直ちにその行為を止めさせる。
- ② いじめにつながる言動の発見者は、その程度にかかわらず、その事実について学年長を經由し管理職に報告する。
- ③ 管理職と関係職員が事実関係を把握しながら、指導の方針等を協議する。

- ④ いじめと認められる事案については、速やかに校内いじめ問題対策委員会を開き、問題の解決に向けた指導及び支援の方針を協議する。
- ⑤ 関係児童への指導、支援を行い、関係保護者とも情報の共有を図る。
- ⑥ 必要に応じて、市教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等と適切に連携する。
- ⑦ 「緊急回覧ファイル」を活用し、生徒指導事案についての情報共有を図る。(青いファイル)
*個人情報等含まれるため、閲覧に注意して速やかに回覧する。

2 校内いじめ問題対策委員会設置

- (1) 本校は、校内いじめ問題対策委員会を設置し、いじめの問題に対して組織的に対応する。
- (2) 委員会の構成は、校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、保健主事、関係職員、学校評議員、スクールカウンセラー等とする。
- (3) 学校いじめ防止基本指針計画が本校の実情に即して適切に機能（PDC Aサイクル）しているか見直しを図る。

3 いじめの判断及び報告

(1) いじめの判断

- ① 学校におけるいじめは、校内いじめ問題対策委員会が事実確認を十分に把握したうえで、最終的に校長がいじめであることの判断を行う。
- ② いじめの判断は、いじめの定義に照らすとともに、文部科学省の資料等を参考にしながら総合的に判断する。

(2) いじめの報告

- ① いじめであると判断した場合、校長はいじめの発生について、教育委員会に概要を速やかに報告する。ただし、事実関係調査に時間を要する場合においては、いじめの可能性のあるものとしての報告を速やかに行う。(原則即日報告)
- ② 教育委員会への報告後、学校では被害者の安全確保を図るとともに、学校いじめ防止基本方針に沿って、児童生徒の当事者、保護者及び集団等に対して解決に向けた指導等を行う。校長は、いじめの解決と指導の完了をもって、教育委員会へ報告書を提出する。(原則2週間後)
- ③ 学校は、指導後においても観察を怠らず、被害者の安全確保と児童生徒のいじめ防止について継続して取り組み、いじめの解消を確認する。(3か月後)

(3) いじめの解消

学校は、いじめの解消に向け、指導後においても観察を怠らず、被害者の安全確保と児童生徒のいじめ防止について継続して取り組む。いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが、「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要がある。

- 被害児童生徒に対していじめが止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。
- 被害児童生徒がいじめにかかる心身の苦痛を感じていないこと。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

第3章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

いじめを受けた児童生徒の状況に着目し、次のような場合をいじめの重大事態として捉える。重大事態に至ったときは、保護者、関係者に対して適切かつ真摯に対応する。

- いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある（と認める）とき
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある（と認める）とき

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 調査を行うための組織

学校は、重大事態であると判断したときは、速やかに調査を行い、いじめ問題調査委員会を設置する。

(4) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

ア 学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明する。

イ これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

令和3年4月改定